

石川県公報

平成26年4月1日

第12684号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
告 示			
○退職した石川県監査委員の住所及び氏名(財政課)	1	○一般国道の区域の変更(道路整備課)	9
○石川県監査委員の選任(同)	1	○県道の区域の変更(同)	9
○平成26年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(管財課)	1	○県道の供用の開始(同)	9
○平成26年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(同)	4	公 告	
○住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関の名称の変更の届出(市町支援課)	6	○政府調達に関する協定に係る入札公告(管財課)	10
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく指定認証機関の名称及び主たる所在地の変更の届出(情報政策課)	6	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告(県民交流課)	11
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定(長寿社会課)	7	○予防接種を行う医師に係る公告(健康推進課)	12
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(同)	7	○大規模小売店舗の変更の届出の公告(経営支援課)	12
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(同)	7	○農業振興地域の区域の変更公告(経営対策課)	13
○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関(健康推進課)	8	○公共測量終了公告(監理課)	14
○保安林の指定予定(森林管理課)	8	教育委員会	
		○学校指導課に所属する職員を学校への指導派遣事業に関する事務処理のため駐在させる地の指定	14
		○スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定	14
		公安委員会	
		○少年指導委員の委嘱	14
		正 誤	
		○平成26.3.18第12680号中	16

告 示

石川県告示第138号

平成26年3月27日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

七尾市矢田町25号雉子曾18番地4 和田内 幸三
金沢市松村5丁目9番地 金原 博

石川県告示第139号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、平成26年3月28日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員のうちから選任した者
白山市佐良子2番地 山田 憲昭
金沢市額谷1丁目41番地 田中 博人

石川県告示第140号

平成26年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定するものをいう。)の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、平成26年4月1日から(4)に掲げる配布場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること)。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあつては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)

イ 石川県税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)

エ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

オ 委任状(代理人を選任した場合に限る。)

カ 誓約書

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (4) 直前決算において販売（製造）高のない者
 - (5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者
 - (6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 競争入札に参加する者の資格の審査等
- (1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。
 - ア 営業年数
申請をする日の前日までの営業年数
 - イ 役員及び従業員数
申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数
 - ウ 自己資本の額
直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）
 - エ 流動比率
直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比
 - オ 年間販売（製造）高
直前決算における販売高又は製造高
 - カ 環境への配慮の状況
 - キ ワークライフバランス等の推進の状況
 - ク 障害者雇用環境整備の状況
 - ケ 指名停止の状況
 - (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。）による平成26年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
 - (3) 平成9年告示に基づく審査において平成26年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- 6 資格審査結果の通知
競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。
- 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間
- (1) 決定の日から平成28年3月31日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
①の有効期間の更新を希望する者は、平成27年10月中に平成28年度及び平成29年度の資格審査の公示を予定しているの、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 8 申請書の変更届
競争入札参加資格者は、経営の状況が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所(所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項等
- (7) 電話番号
- (8) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第141号

平成26年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第3号に規定するものをいう。)の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること)。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあつては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)

イ 石川県税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

カ 委任状(代理人を選任した場合に限る。)

キ 誓約書

ク 役員等名簿

ケ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行い、得られた結果を総合的に勘案して決定する。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 環境への配慮の状況

ク ワークライフバランス等の推進の状況

ケ 障害者雇用環境整備の状況

コ 指名停止の状況

- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）による平成26年度の競争入札に参加する者の資格を有する者の資格を有する者とみなす。
- (3) 平成11年告示に基づく審査において平成26年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日から平成28年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年10月中に平成28年度及び平成29年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届出

競争入札参加資格者は、経営の状況が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項
- (7) 資格、免許等の取得
- (8) 委任事項等
- (9) 電話番号
- (10) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第142号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項の規定により、財団法人地方自治情報センターから、次のとおり住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第2項の規定による名称の変更の届出があったものとみなされた。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更後の名称

地方公共団体情報システム機構

2 変更の年月日

平成26年4月1日

石川県告示第143号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により、財団法人自治体衛星通信機構から、次のとおり電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第2

項の規定による名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったものとみなされた。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 変更後の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 変更後の主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の年月日
平成26年4月1日

石川県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1771300736	株式会社 かめはうす	訪問介護事業所 かめはうす 野々市市三日市町49街区1	平成26年 2月1日	訪問介護
1771400684	株式会社 ハッピークローバー	ほっとデイサービス 井上の荘 河北郡津幡町井上の荘2丁目165番地	”	通所介護
1751380245	医療法人社団 仁智会	金沢南ケアセンター 野々市市蓮花寺町1番1号	平成26年 2月16日	訪問リハビリ テーション
1770200564	一般社団法人 与四平	デイサービスセンター そわじ浦 七尾市能登島向田町ま50	平成26年 3月1日	通所介護

石川県告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1771300736	株式会社 かめはうす	居宅介護支援事業所 かめはうす 野々市市三日市町49街区1	平成26年 2月1日	居宅介護支援

石川県告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1771300736	株式会社 かめはうす	訪問介護事業所 かめはうす 野々市市三日市町49街区1	平成26年 2月1日	介護予防訪問 介護
1771400684	株式会社 ハッピークローバー	ほっとデイサービス 井上の荘 河北郡津幡町井上の荘2丁目165番地	”	介護予防通所 介護

1751380245	医療法人社団 仁智会	金沢南ケアセンター 野々市市蓮花寺町1番1号	平成26年 2月16日	介護予防訪問 リハビリテー ション
1770200564	一般社団法人 与四平	デイサービスセンター そわじ浦 七尾市能登島向田町ま50	平成26年 3月1日	介護予防通所 介護

石川県告示第147号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定した。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定地方公共機関

国立大学法人金沢大学 金沢大学附属病院
 社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会 石川県済生会金沢病院
 全国社会保険協会連合会 金沢社会保険病院
 社会医療法人董仙会 恵寿総合病院
 学校法人金沢医科大学 金沢医科大学病院
 公益社団法人 石川県医師会
 一般社団法人 石川県歯科医師会
 公益社団法人 石川県薬剤師会
 公益社団法人 石川県看護協会
 石川県薬業卸協同組合
 一般社団法人 石川県エルピーガス協会
 小松ガス株式会社
 のと鉄道株式会社
 北陸鉄道株式会社
 公益社団法人 石川県バス協会
 一般社団法人 石川県トラック協会
 へぐら航路株式会社

2 指定年月日

平成26年3月26日

石川県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市瀬戸ネ2の15から2の18まで

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
304号	下記区間を道路区域から除外する。				県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市梨木町ハ2番1地先から 金沢市鳴瀬元町ニ206番1地先まで		7.54~14.33	402.6	

石川県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
宮永横川線	下記区間を道路区域から除外する。				石川土木総合事務所維持管理課
	白山市宮永町450番7地先から 白山市福増町453番5地先まで		4.40~19.00	1,009.5	
"	下記区間を道路区域に編入する。				"
	白山市宮永町519番1地先から 白山市福増町512番9地先まで		25.30~86.90	905.9	
鶴来美川 インター線	下記区間を道路区域から除外する。				"
	白山市道法寺町ヘ1番15地先から 白山市七原町77番1地先まで		5.45~35.20	1,496.5	
松 任 宇ノ気線	下記区間を道路区域から除外する。				"
	白山市徳丸町641番3地先から 白山市八ツ矢町619番2地先まで		7.00~16.00	1,156.9	
鶴来水島 美川線	白山市水島町508番1地先から	旧	11.11~27.25	207.2	"
	白山市水島町500番1地先まで	新	16.00~36.46	207.2	

石川県告示第151号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
鶴来水島 美川線	白山市水島町508番1地先から 白山市水島町500番1地先まで	平成26年4月1日	石川土木 総合事務所 維持管理課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
非常用発電装置 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年2月27日
- (4) 納入場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成26年石川県告示第140号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成26年4月28日（月）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成26年5月13日(火)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成26年5月13日(火)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Emergency Generator for Environmental Radiation Monitoring Posts 1 set
- (2) Delivery date
By 27 February 2015
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 13 May 2014
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年3月8日

- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 日本海国際交流センター
- 3 代表者の氏名
古賀 克己
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市近岡町308番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、諸外国との相互理解を深めるため、産・官・学を中心に文化・学術・経済交流に関する事業を行い、国際交流に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 石川県ウオーキング協会
- 3 代表者の氏名
北 実
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市平和町1丁目3番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、生涯学習の実現に寄与することを理念として、石川県内におけるウオーキング普及を推進するとともに、自然を愛し、親しみ、健康増進を図り、明るい社会の発展を図ることを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
桑 原 強	県内全域	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ輪島店
輪島市宅田町7番ほか
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,305平方メートル

- (変更後) 1,709平方メートル
- (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による。
収容台数 51台
(変更後) 位置 縦覧による。
収容台数 70台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 位置 縦覧による。
面積 60平方メートル
(変更後) 位置 縦覧による。
面積 87平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容積
(変更前) 位置 縦覧による。
容積 14立法メートル
(変更後) 位置 縦覧による。
容積 32立法メートル
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前9時から翌日の午前0時まで
- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで
(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
(変更後) 出入口の数 4箇所
位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年11月21日

4 変更する理由

消費者層の拡大、消費者ニーズの多様化に伴う商品構成の変化・取扱品目の増加に対応するため

5 届出年月日

平成26年3月20日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び輪島市産業部漆器商工課

7 届出等の縦覧期間

平成26年4月1日から同年8月1日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年8月1日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、かほく市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、かほく農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部経営対策課において縦覧に供する。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

農業振興地域名	農業振興地域を変更する区域
かほく	かほく農業振興地域について、かほく市中沼、長柄町、高松、内高松、木津、横山、遠塚、宇気、浜北、七窪、外日角、白尾、森、内日角及び大崎の各一部を区域から除外する。

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成26年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成25年11月25日から 平成26年2月28日まで	金沢市森山・東山・小橋町地区

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第7号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、学校指導課に所属する職員を学校への指導派遣事業に関する事務処理のため駐在させる地を平成26年4月1日次のとおり指定した。

平成26年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

金沢市高尾町

石川県教育委員会告示第8号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地を平成26年4月1日次のとおり指定した。

平成26年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

金沢市稚日野町

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項規定により、平成26年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成26年4月1日

石 川 県 公 安 委 員 会

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
江 川 明	金沢市下本多町六番丁15番地1	(金沢市)片町1～2丁目、木倉町、香林坊1～2丁目、広坂1丁目、柿木畠、尾山町、堅町、大工町、十三間町、野町
竹 村 保 男	金沢中警察署	2～4丁目、増泉1～5丁目、白菊町、中村町、石引1～2
油 谷 肇	生活安全課	丁目、小立野2～5丁目、円光寺2丁目、西泉2丁目、西泉
諸 江 隆	電話 (076) 222-0110	4丁目、泉本町7丁目、横川6丁目、額新保1丁目、もりの
井 上 佳 一		里1丁目
鈴 木 勉		

北 山 隆		
太 田 治 郎 高 村 省 吾 久 保 久 晴 長 田 竜 夫	金沢市元町 2 丁目 15 番 1 号 金沢東警察署 生活安全課 電話 (076) 253-0110	(金沢市) 木ノ新保町、此花町、本町 2 丁目、堀川町、堀川新町、広岡 1 丁目、昭和町、長田本町、駅西本町 1 丁目、諸江町、割出町、武蔵町、笠市町、尾張町 1～2 丁目、橋場町、鳴和 2 丁目、神宮寺 2 丁目、神谷内町、疋田 2 丁目、千木町、福久町、福久 2 丁目、福久東 1 丁目、南森本町、沖町、上堤町、下堤町
長 定 弘 野 村 靖 之	金沢市金石本町イ 1 番地 金沢西警察署 生活安全課 電話 (076) 266-0110	(金沢市) 間明町 2 丁目、新神田 2 丁目、藤江南 2～3 丁目、松村町、松村 1～2 丁目、畝田西 1 丁目、無量寺 3 丁目、金石本町、専光寺町、藤江北 2～3 丁目、北町、駅西本町 3、5 丁目、西念 2 丁目、示野中町、赤土町、神野 1 丁目、神野町東、神野町西、北間町、黒田 1 丁目、古府 2～3 丁目、桜田町、示野町、示野町南、新保本 3 丁目、高島 3 丁目、玉鉾 1 丁目、寺中町、出雲町、薬師堂町、福増町、松島 2 丁目、松島町、無量寺 1～5 丁目、八日市 2 丁目、若宮 1 丁目
新 宅 重 治 山 村 正 信 吉 田 公 一 砂 上 薫 能 埸 勝 夫	加賀市大聖寺東町 1 丁目 1 番 大聖寺警察署 生活安全課 電話 (0761) 72-0110	(加賀市) 片山津温泉、山代温泉、山中温泉本町 1～2 丁目、中代町、桑原町、箱宮町、上河崎町、庄町、三木町、作見町
川 南 英 信 吉 田 規美子 上 村 英 一 橋 恵 子	小松市上小松町乙 163 番地 1 小松警察署 生活安全課 電話 (0761) 22-0110	(小松市) 土居原町、東町、八日市町、飴屋町、大和町、清水町、園町、本折町、大文字町、粟津町、有明町、長田町、平面町、相生町、光町、符津町、今江町、一針町、日の出町 四丁目、中海町、浜田町、宝町、長崎町、城南町、月津町、矢田野町
岩 森 力 造 濱 尾 義 雄 永 井 廣 治	白山市倉光九丁目 11 番地 1 白山警察署 生活安全課 電話 (076) 216-0110	(白山市) 辰巳町、中町、西新町、徳丸町、水澄町、中奥町、五歩市町、村井町、田中町、番匠町、平松町、湊町、徳光町 (野々市市) 本町一～三丁目、矢作四丁目、菅原町、高橋町、扇が丘、若松町、横宮町、蓮花寺町、三日市町、御経塚四丁目
柴 田 勝 高 森 良 昭	河北郡津幡町字加賀爪又 40 番地 の 3 津幡警察署 生活安全課 電話 (076) 289-0110	(かほく市) 森、高松、浜北、内日角、横山 (河北郡内灘町) 字向栗崎五丁目 (河北郡津幡町) 字横浜、字中橋、字庄
本 多 将 志	羽咋市旭町 20 番地 羽咋警察署 生活安全課 電話 (0767) 22-0110	(羽咋市) 旭町、中央町、川原町、的場町、本町、石野町、粟生町 (羽咋郡志賀町) 高浜町 1～11 区、堀松、相神
辻 久 隆 西 山 光 男	七尾市藤橋町亥部 45 番地 1 七尾警察署 生活安全課 電話 (0767) 53-0110	(七尾市) 和倉町、神明町、大手町、御祓町、本府中町、府中町、古府町、国分町、千野町、藤野町、小島町、白馬町、中島町中島、舟尾町 (中能登町) 井田

正 誤

平成26年3月18日発行の石川県公報第12680号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
3	石川県告示第94号	白山市湊町カ337番6	白山市湊町カ377番6